

## 「情報公開文書」

受付番号：受付-37960

課題名：エナメル上皮腫における幹細胞関連因子(LGR family)に関する臨床病理学的検討

### 1. 研究の対象

2010 年～2019 年に東北大学病院歯科顎口腔外科で病理診断および外科的治療を目的にエナメル上皮腫の組織を切除ないし摘出された方。

### 2. 研究期間

2022 年 7 月（倫理委員会承認後）～2028 年 3 月

### 3. 研究目的

エナメル上皮腫を用いて、LGR family の発現について臨床病理学的に検討する。

### 4. 研究方法

2010 年～2019 年に採取されたエナメル上皮腫の組織 60 例、歯堤上皮 20 例を用いる。採取された検体はホルマリン固定後パラフィン包埋してブロックを作成。4 $\mu$ m 厚の切片を作成し、免疫組織化学染色により LGR family の発現について検討する。対象症例は WHO 分類に基づき、各抗体の発現の有無のデータと臨床的・病理組織学的なパラメータ（年齢、性別、発生部位、組織亜型、細胞亜型など）を統計学的に解析し、関連性を評価する。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：2010 年～2019 年に東北大学病院歯科顎口腔外科で病理診断および外科的治療を目的に切除されたエナメル上皮腫 60 例、コントロールとして歯堤上皮の組織 20 例を使用予定。

情報：年齢、性別、発生部位、組織亜型、細胞亜型など

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

本研究は、運営費交付金を使用し、通常診療の範囲内にて実施します。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

## 9. お問い合わせ先

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：以下の研究責任者へ

研究責任者：熊本裕行(口腔病理学分野 教授)

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 4-1

TEL 022-717-8303

e-mail hiroyuki.kumamoto.b7@tohoku.ac.jp

研究代表者：熊本裕行(口腔病理学分野 教授)

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 4-1

TEL 022-717-8303

e-mail hiroyuki.kumamoto.b7@tohoku.ac.jp

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口と

なります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合